十九　平成三十年総務省告示第三百十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

［1　略］

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	削除	
2	削除	
3	削除	

［4～11　略］

［3・4　略］

改正前

［1　同左］

2　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道帯広市西５条南７―２―２　(95.70) (2)　北海道河東郡音更町十勝川温泉９　(204.50)	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分31秒東経143度19分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度56分31秒東経143度19分04秒の地点と北緯42度56分32秒東経143度19分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道帯広市西５条南７―２―２　(93.00) (2)　北海道河東郡音更町十勝川温泉９　(201.00)	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分31秒東経143度19分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度56分31秒東経143度19分04秒の地点と北緯42度56分32秒東経143度19分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道帯広市西５条南７―２―２　(92.00) (2)　北海道河東郡音更町大通18―３　(119.00)	北緯42度55分25秒東経143度11分52秒の地点と北緯42度56分38秒東経143度11分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度57分04秒東経143度11分55秒の地点と北緯42度57分19秒東経143度11分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯42度57分24秒東経143度11分56秒の地点と北緯42度57分27秒東経143度11分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯42度57分47秒東経143度11分56秒の地点と北緯42度58分53秒東経143度11分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［4～11　同左］

［3・4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。